

消費税の引き上げに伴う料金改定について

令和元年 7 月 1 日
宇和島市水道局

令和元年 10 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が 8 % から 10 % へ引き上げられることに伴い、以下のとおり、水道料金及び加入金を改定いたします。

(1) 水道料金の改定

※ 下記表は税込額

用 途	基本水量	現 行 (8%)		改 定 後 (10%)	
		基本料金 (1月につき)	超過料金 (1m ³ につき)	基本料金 (1月につき)	超過料金 (1m ³ につき)
家庭用	8m ³ まで	1,544.40円	266.76円	1,573.00円	271.70円
業務用	10m ³ まで	2,700.00円	361.80円	2,750.00円	368.50円
工業用	200m ³ まで	50,760.00円	361.80円	51,700.00円	368.50円
浴場用	170m ³ まで	15,768.00円	156.60円	16,060.00円	159.50円

水道メーターの検針は、2 か月に 1 度です。

2 か月分の使用水量を均等に按分し、1 か月毎に請求させていただいています。

【 経過措置 / 新税率 (10%) の適用開始月 】

10 月 1 日以前から継続して水道を使用している場合、10 月 1 日以降に初めて検針するものについて、旧税率 (8 %) が適用となります。

当市の検針サイクルに当てはめると、

吉田・三間・津島・宇和海地区 (偶数月検針) は、

10 月検針 (10・11 月請求分) までは 8 %、12 月請求分から 10%

宇和島地区 (奇数月検針) は、

11 月検針 (11・12 月請求分) までは 8 %、1 月請求分から 10% となります。

ただ、このままでは、10%の適用開始月が、吉田・三間・津島・宇和海地区と宇和島地区で異なり、地域間の公平性を保てないことから、10%の消費税率適用は、全地区、1 月請求分から統一いたします。

(2) 加入金の改定

※ 下記表は税込額

メーターの口径	現行 (8%)	改定後 (10%)
	加入金の額	加入金の額
13ミリメートル	54,000円	55,000円
20ミリメートル	108,000円	110,000円
25ミリメートル	162,000円	165,000円
30ミリメートル	270,000円	275,000円
40ミリメートル	594,000円	605,000円
50ミリメートル	918,000円	935,000円
75ミリメートル	1,620,000円	1,650,000円
100ミリメートル	2,700,000円	2,750,000円
150ミリメートル以上	市長が別に定める。	市長が別に定める。

施行日（令和元年10月1日）以降の申込から、消費税10%が適用となります。

【用語説明】 加入金とは

新しく水道を設置したり、水道メータの口径を大きくする改造工事をされる場合は、工事費とは別に水道利用加入金が必要となります。

（口径変更のときは、口径に応じた差額となります）